

関税評価に関する取扱事例

1. 関税定率法第4条関係

(1) 関税定率法第4条第1項関係

イ 関税定率法第4条本文関係

(イ) 関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」について

- (事例1) 輸入貨物(洋酒)が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ輸入される場合(勧告的意見14.1(事例2))
- (事例2) 輸入貨物(小麦)が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合(勧告的意見14.1(事例3))
- (事例3) 輸入貨物(ホテルの備品)が外国から本邦へ輸入される前に当該貨物について複数の売買が行われる場合(勧告的意見14.1(事例5))
- (事例4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物(椅子)の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合(勧告的意見14.1(事例6))
- (事例5) 加工契約に基づき輸入される輸入貨物(防弾仕様車)に係る課税価格の計算方法(事例研究5.1)

(ロ) 関税定率法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」(現実支払価格)について

- (事例6) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物(家具)に係る保管料(1): 保管料が貨物代金に含まれている場合(解説7.1 8.(a))
- (事例7) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物(家具)に係る保管料(2): 保管料が貨物代金とは別に買手により売手に支払われる場合(解説7.1 8.(b))
- (事例8) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物(家具)に係る保管料(3): 保管料が貨物代金とは別に売手の指示に基づき買手により倉庫業者に支払われる場合(解説7.1 8.(c))
- (事例9) 売手による輸入取引契約履行後、買手の計算で輸出国の倉庫で保管された輸入貨物(缶詰)に係る保管料(解説7.1 12.)
- (事例10) 輸入申告に先立ち本邦の倉庫に保管された輸入貨物(合板)に係る保管料(解説7.1 14.)
- (事例11) 輸入貨物(電化製品)の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料(1): 輸出港において一時的に保管される場合(解説7.1 17.(a))
- (事例12) 輸入貨物(電化製品)の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料(2): 輸入港において一時的に保管される場合(解説7.1 17.(b))

(事例13) 輸入貨物に係る保証費用 (事例研究 6. 1)

(事例14) 買手が売手に支払う輸入貨物 (特殊機械) の操作方法に係る研修費用 (事例研究 7. 1)

ロ 関税定率法第4条各号関係

(イ) 関税定率法第4条第1項第3号に掲げる買手により提供された物品又は役務に要する費用の取扱いについて

(事例15) 輸入貨物 (液化メタンガス製造プラント) の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用 (事例研究 1. 1)

(事例16) 輸入貨物 (レーシングカー) の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用 (事例研究 5. 2)

(事例17) 輸入貨物 (紳士服) の生産に使用するために買手により無償提供された物品 (型紙) に要する費用: 当該無償提供物品の対価として買手が支払うライセンス料 (事例研究 8. 1)

(事例18) 輸入貨物 (アクセサリ) の生産に使用するために買手により無償提供された物品 (工具) に要する費用 (解説 24. 1)

(事例19) 輸入貨物 (DVD) の生産に使用するために買手により無償提供された役務 (マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集) に要する費用: 当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料 (事例研究 8. 2)

(ロ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて

(事例20) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 10)

(事例21) 買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手 (特許権者) に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 4)

(事例22) 買手が売手 (商標権者) から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 9)

(事例23) 買手が売手 (商標権者) から化粧品 of 必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4. 5)

(事例24) 買手が売手 (商標権者) に濃縮果汁を希釈・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ (勧告的意見 4. 6)

- (事例25) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4.1)
- (事例26) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ (勧告的意見 4.3)
- (事例27) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ (勧告的意見 4.8)
- (事例28) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ (勧告的意見 4.7)
- (事例29) 売買契約に基づき売手 (特許権についての専用実施権者) が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ (勧告的意見 4.12)
- (事例30) 商標権者が売手による製造及び買手と売手との間の売買契約に関与している場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4.15)
- (事例31) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ (勧告的意見 4.11)
- (事例32) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ (勧告的意見 4.13)
- (事例33) 買手が商標権者に支払うロイヤルティに課せられる所得税 (勧告的意見 4.16)

(ハ) 関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて

(事例34) 買手が売手に支払う輸入貨物 (鶏肉) の再販売収益 (事例研究 2.1)

(事例35) 買手が売手等に支払う輸入貨物 (紳士服) の再販売収益等 (事例研究 2.2)

(2) 関税定率法第4条第2項関係

イ 関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について

(事例36) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号又は第2号該当性 (事例研究 3.1)

ロ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について

(事例37) 独占販売者により輸入される貨物 (自動車) の課税価格 (事例研究 9.1)

(事例38) 関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支

配している場合」(事例研究 11.1)

ハ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について

(事例39) 関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響(事例研究 10.1)

2. 関税定率法第4条の2関係

(1) 関税定率法第4条の2第1項関係

(事例40) 関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」(解説 1.1)

(2) 関税定率法第4条の2第2項関係

(事例41) 関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否(解説 10.1)

3. 関税定率法第4条の3関係

4. 関税定率法第4条の4関係

(事例42) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)(研究 2.1)

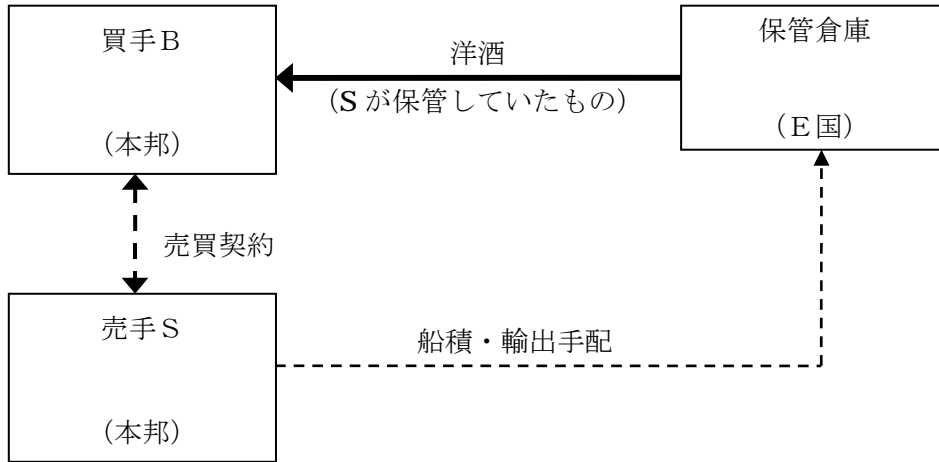
(事例43) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)(事例研究 4.1)

(事例44) 工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格(勧告的意見 22.1)

注記

上記事例は、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考としているが、内容をより分かりやすいものとするため、一部補足・変更を行っており、事実関係・名称について、採択文書の原文(英文)と相違する点がある。

(事例1) 輸入貨物(洋酒)が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ輸入される場合



【事実関係】

1. 本邦の買手Bは、特殊関係のない本邦の売手Sと締結した売買契約に基づき、売手SがE国において保管している洋酒を購入(輸入)する。
2. 上記売買契約に基づき、売手Sは、上記洋酒のE国からの船積み及び輸出に必要な手配を行い、当該洋酒は買手Bにより本邦に輸入される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、本邦に所在する買手Bと売手Sとの間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。

【答】

1. 買手Bは、上記輸入貨物をE国から本邦に到着させるために売手Sと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Bと売手Sとの間の売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。
2. なお、売手SがE国、本邦又は第三国のいずれに所在するかという事実は、輸入取引の認定には影響を与えない。

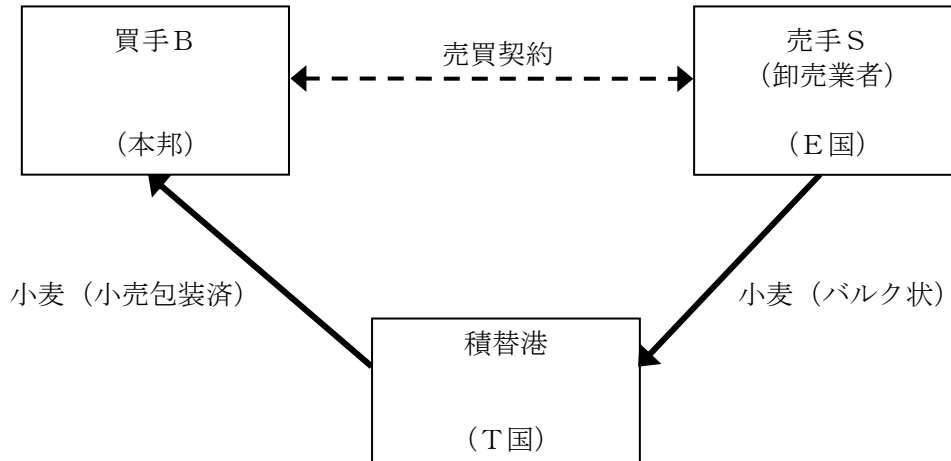
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例2) 輸入貨物(小麦)が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合



【事実関係】

本邦の穀物販売業者B(買手B)は、特殊関係のないE国の穀物卸売業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから小売用に包装された小麦を購入(輸入)する。当該輸入貨物は、E国からバルク状で船積みされた後、T国の積替港において売手Sの費用負担により容器詰め及び包装が行われた後、本邦に輸入される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、買手Bと売手Sとの売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。

【答】

1. 買手Bは、上記輸入貨物を外国から本邦に到着させるために売手Sと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき、当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Bと売手Sとの間の売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。
2. なお、輸出国がE国であるかT国であるかは、輸入取引の認定には影響を与えない。

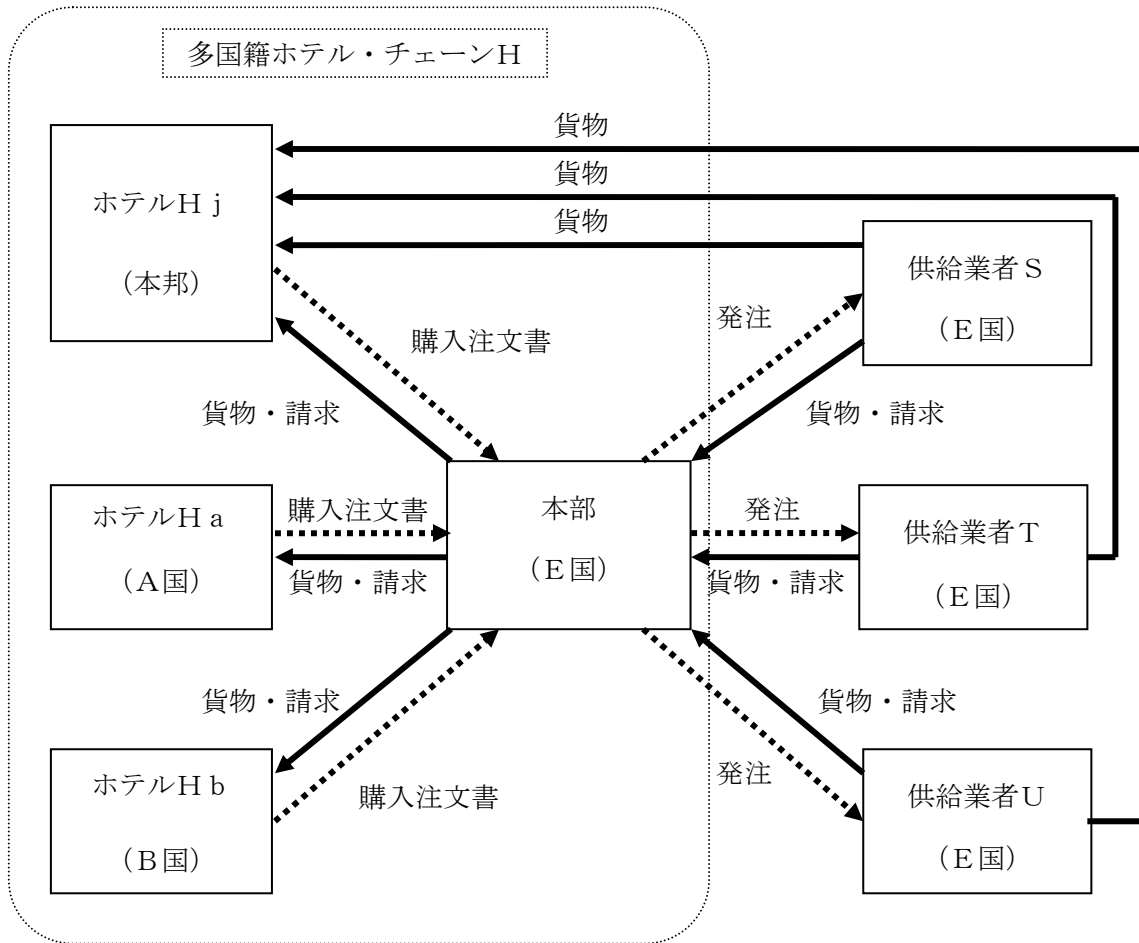
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例3) 輸入貨物(ホテルの備品)が外国から本邦へ輸入される前に当該貨物について複数の売買が行われる場合



【事実関係】

1. 本邦のホテルH j、A国のホテルH a及びB国のホテルH bは、いずれもE国に本部を置く多国籍ホテル・チェーンHに属しているが、各々独自の法人格を有している。毎年初めに、ホテルH j、ホテルH a及びホテルH bは、E国の本部に、業務上必要な各種備品の購入注文書を提出する。本部は各ホテルからの全ての注文を取り纏めのうえ、E国の複数の供給業者に発注を行う。
2. 発注された備品は、供給業者から各ホテルに直接輸出される場合と、供給業者から本部に納品された後に本部から各ホテルに輸出される場合とがあるが、いずれの場合も供給業者は本部に対して請求書を送付し、本部から支払を受ける。本部は、供給業者からの購入価格に経費及び利潤を上乗せした額を各ホテルに請求し、各ホテルより支払を受ける。

【問】

本邦に所在するホテルH jが輸入する上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるのは、ホテルH jと本部との間の売買か、本部と供給業者との間の売買か。

【答】

1. ホテルH j は、上記輸入貨物をE国から本邦に到着させるために本部に購入注文書を提出し、本部との売買に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、ホテルH j と本部との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。
2. なお、E国に所在する本部と供給業者との間の売買は当該備品の国際移動をもたらすものではなく輸出国における国内取引である。また、本部が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であることから「輸入取引」に該当しない。

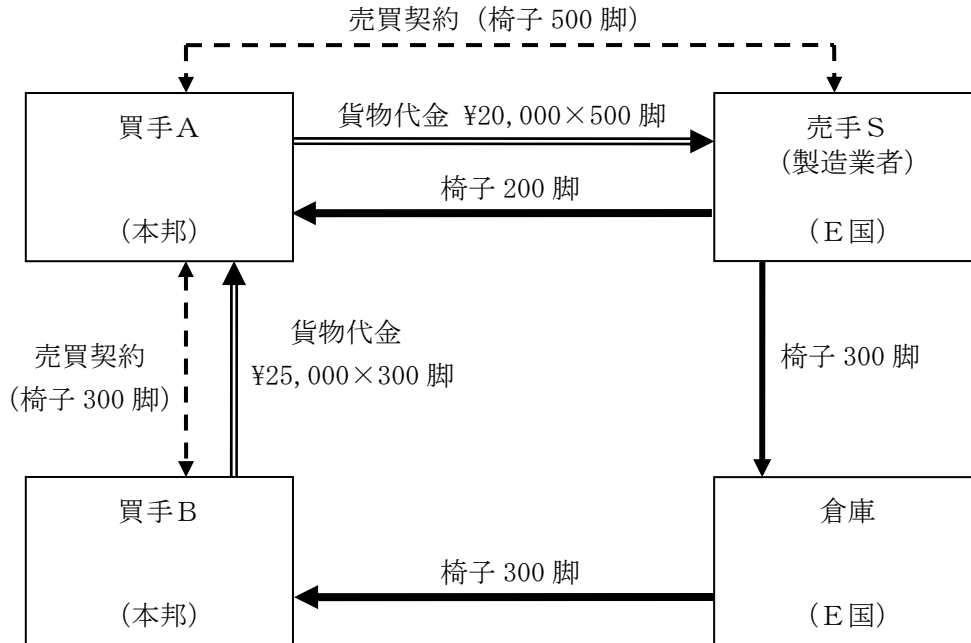
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物(椅子)の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者A(買手A)は、特殊関係にないE国の製造業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから椅子500脚を単価2万円で購入した。
2. 買手Aは売手Sに対し、購入した椅子500脚のうち、200脚については本邦へ向けて買手Aを荷受人として輸出し、残りの300脚についてはE国内の倉庫に送るよう指図した。
3. その後、買手Aは、特殊関係にない本邦の家具販売業者B(買手B)との間で、E国内の倉庫で保管していた椅子300脚を単価2万5千円で販売する契約を締結し、E国の倉庫業者に対し、当該椅子を本邦へ向けて買手Bを荷受人として輸出するよう指図した。

(注) 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

買手Aが輸入する上記輸入貨物(椅子200脚)及び買手Bが輸入する上記輸入貨物(椅子300脚)の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるのは、売手Sと買手Aとの間の売買か、買手Aと買手Bとの間の売買か。

【答】

1. 買手Aによる輸入(椅子200脚)

買手Aは、売手Sとの売買において、椅子200脚をE国から本邦に到着させるために売手Sへ指図し、当該売買に基づき当該輸入貨物が現実には本邦に到着している。したがって、売手Sと買手Aとの間の売買(単価2万円)が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。

2. 買手Bによる輸入（椅子 300 脚）

買手Aは、売手Sとの売買において、椅子 300 脚をE国の倉庫へ送るように指図していることから、椅子 300 脚の売買は本邦に到着させることを目的として行われた売買ではない。

また、売手Sと買手Aとの間の売買（単価 2 万円）により当該貨物が現実に本邦に到着していないことから、当該売買は関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められない。

買手Bは、当該貨物をE国から本邦に到着させるために買手Aと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Aと買手Bとの間の売買（単価 2 万 5 千円）が関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められる。

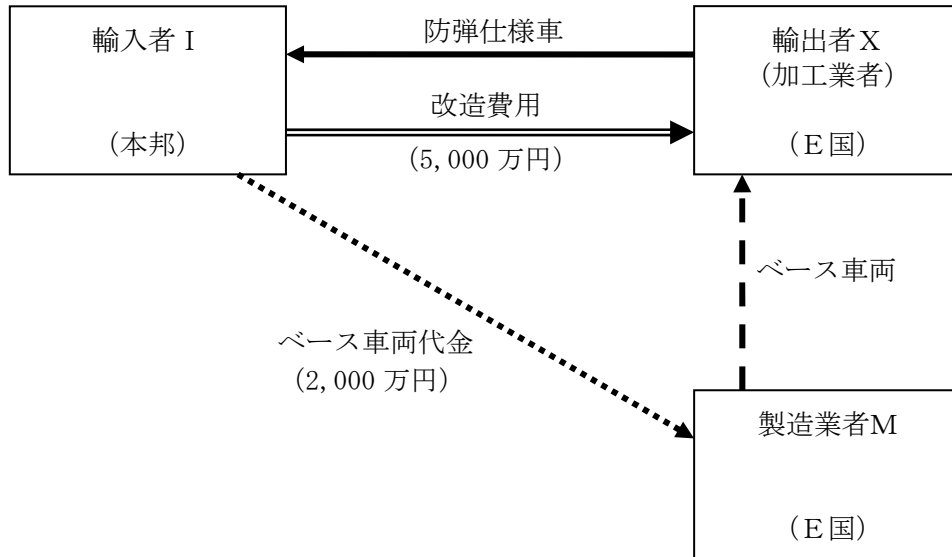
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項本文、関税定率法基本通達 4 - 1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例5) 加工契約に基づき輸入される輸入貨物(防弾仕様車)に係る課税価格の計算方法



【事実関係】

1. 本邦の特殊車両販売会社 I (輸入者 I) は、特殊関係のない E 国の自動車特殊加工業者 X (輸出者 X) との間で締結した加工契約(加工役務提供契約)に基づき、輸出者 X から防弾車 10 台を輸入する。
2. 当該輸入貨物は、輸入者 I が E 国の自動車製造業者 M から購入し輸出者 X に無償提供したベース車両に、輸出者 X の工場において当該加工契約に基づき防弾加工が施されたものである。
3. 輸入者 I は、防弾加工の対価として輸出者 X に対し総額 5,000 万円を支払い、ベース車両代(輸出者 X の工場までの輸送費用を含む。)として製造業者 M に対し総額 2,000 万円を支払う。
4. また、輸入者 I は、上記輸入貨物に係る E 国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料 500 万円を負担している。

(注) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。

【答】

1. 上記輸入貨物は、輸入者 I と輸出者 X との間の加工契約に基づき輸入されるものであり、売買契約により輸入されるものではない。
2. しかしながら、上記のように加工契約に基づき加工された貨物が当該加工契約に基づき本邦に到着することとなる場合には、関税定率法第 4 条第 3 項の規定により、輸入者 I (委託者) を買手、輸出者 X (受託者) を売手、当該加工の対価として現実に支払われる

額を現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれ みなし、上記輸入貨物は輸入取引により輸入されるものとして取り扱われる。

3. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項の規定により計算されることとなる。具体的には、輸入者Iから輸出者Xへの現実支払価格（加工の対価5,000万円）に、輸入者Iから輸出者Xに無償提供されたベース車両に要した費用（2,000万円）を関税定率法第4条第1項第3号イに該当する費用として加算し、さらに、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（500万円）を加えた額（7,500万円）が、上記輸入貨物の課税価格となる。

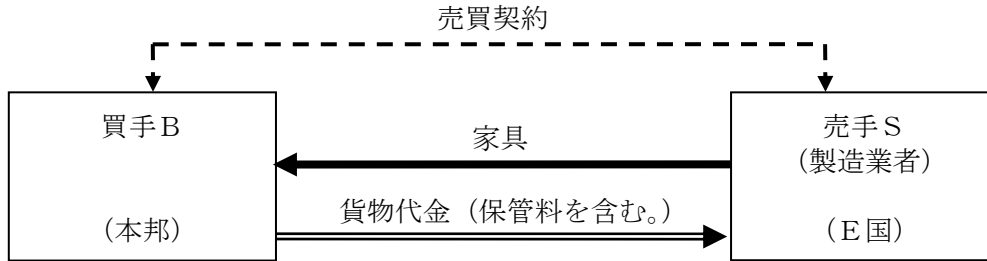
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、同項第3号イ、同条第3項、関税定率法基本通達4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例6) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物(家具)に係る保管料(1): 保管料が貨物代金に含まれている場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者B(買手B)は、特殊関係のないE国の製造業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから倉庫渡し価格で家具を購入(輸入)する。取引の時点において、当該輸入貨物は、売手SによりE国の倉庫に保管されている。
2. 売手Sから買手Bに送付された仕入書の価格(倉庫渡し価格)には、上記保管に係る保管料(当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。)が含まれており、買手Bは、当該仕入書価格を売手Sに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、当該輸入貨物に係る仕入書価格の一部として買手Bが売手Sに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物につき、買手Bにより売手Sに対して行われる支払であることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

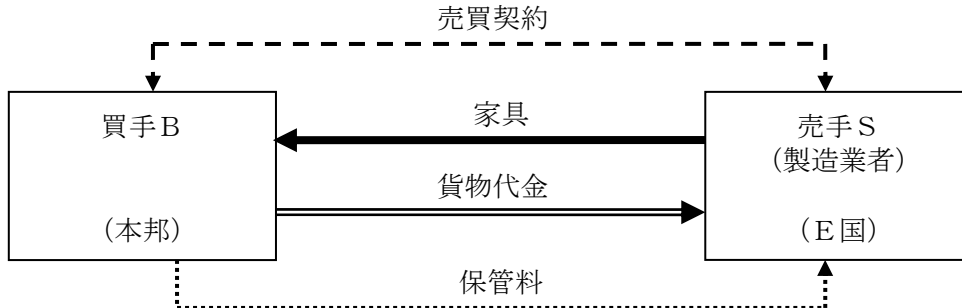
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例7) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物(家具)に係る保管料(2)：保管料が貨物代金とは別に買手により売手に支払われる場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者B(買手B)は、特殊関係のないE国の製造業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから工場渡し価格で家具を購入(輸入)する。取引の時点において、当該輸入貨物は、売手SによりE国の工場内の倉庫に保管されている。
2. 買手Bは、売手Sからの請求に基づき、上記輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加え、上記保管に係る保管料(当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。)を売手Sに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが、当該輸入貨物に係る仕入書価格とは別に売手Sに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物につき、買手Bにより売手Sに対して行われる支払であることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

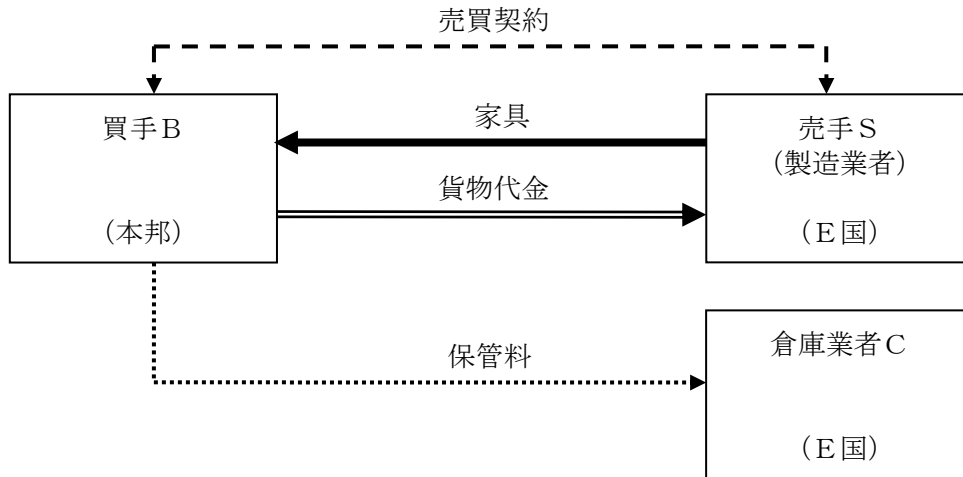
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 8) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物(家具)に係る保管料(3)：保管料が貨物代金とは別に売手の指示に基づき買手により倉庫業者に支払われる場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者 B (買手 B) は、特殊関係にない E 国の製造業者 S (売手 S) と締結した売買契約に基づき、売手 S から倉庫渡し価格で家具を購入(輸入)する。取引の時点において、当該輸入貨物は、売手 S により E 国の倉庫業者 C の倉庫に保管されている。
2. 買手 B は、売手 S への上記輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加え、売手 S の指示に基づき、売手 S が負っている上記保管に係る保管料(当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。)を E 国の倉庫業者 C に支払う。
3. 買手 B と売手 S との間の上記輸入取引に関し、関税定率法第 4 条第 2 項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第 4 条第 1 項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第 4 条第 1 項の規定により計算するにあたり、売手 S の指示に基づき、買手 B が当該輸入貨物に係る仕入書価格とは別に倉庫業者 C に支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物につき、買手 B により売手 S のために行われる支払(売手のために行われる債務の弁済)であることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

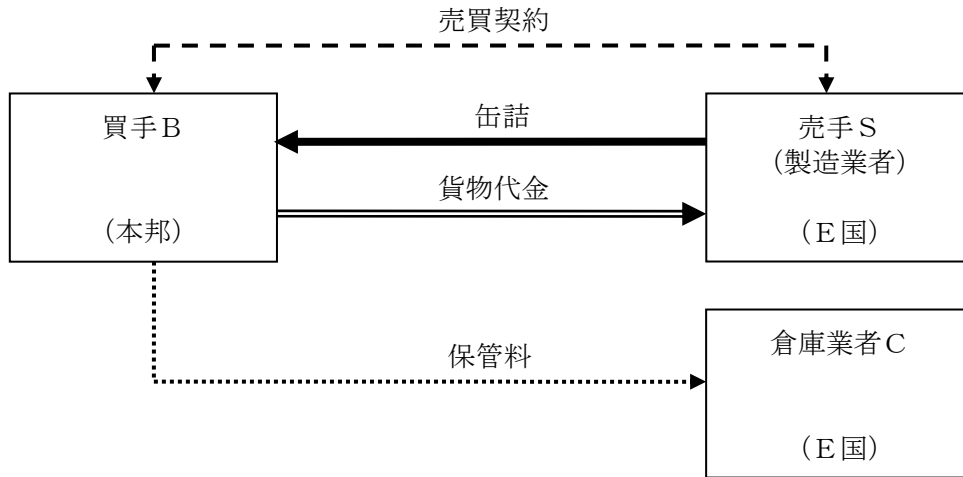
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項、関税定率法施行令第 1 条の 4、関税定率法基本通達 4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例9) 売手による輸入取引契約履行後、買手の計算で輸出国の倉庫で保管された輸入貨物（缶詰）に係る保管料



【事実関係】

1. 本邦の食品卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから缶詰を購入（輸入）する。
2. 買手Bは、輸入取引に係る取引条件に従って売手Sから上記輸入貨物の引き渡しを受けた後、本邦への輸出に先立ち、E国において自己の計算で当該輸入貨物を倉庫に保管し、保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）をE国の倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物が取引条件に従って売手Sから買手Bに引き渡された後に、買手Bの計算により行われた保管に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。また、当該保管料は、関税定率法第4条第1項各号に掲げる加算要素にも該当しない。したがって、当該保管料は課税価格に含まれない。

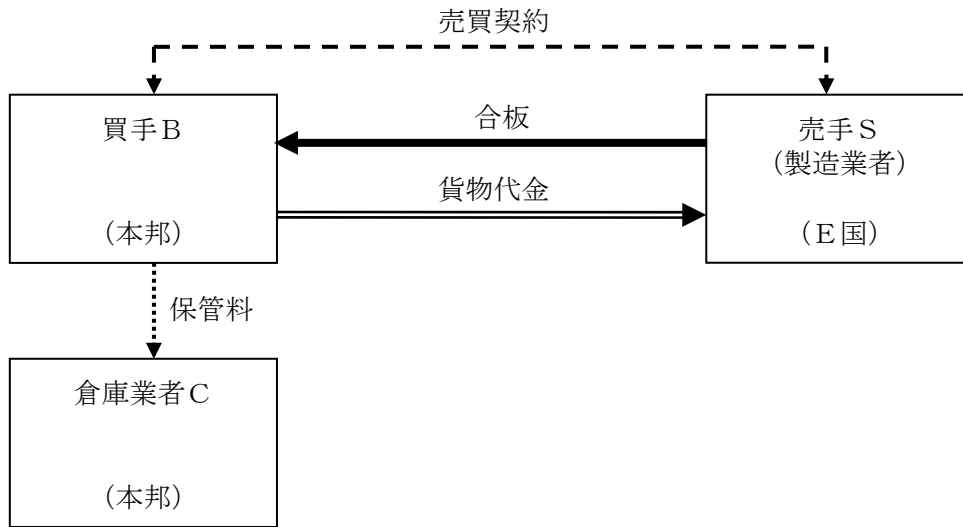
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例10) 輸入申告に先立ち本邦の倉庫に保管された輸入貨物（合板）に係る保管料



【事実関係】

1. 本邦の建築資材製造・卸売業者B（買手B）は、特殊関係のないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから合板を購入（輸入）する。
2. 輸入貨物が輸入港に到着した後、買手Bは、上記輸入貨物を使用した製品の国内生産を開始するまでの間、自己の計算で当該貨物を保税蔵置場に蔵置する。3ヶ月後、買手Bは、国内生産を開始するために輸入（納税）申告し、当該蔵置に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）を倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物が本邦に到着した後に、買手Bの計算により行われた保税蔵置に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。また、当該保管料は、関税定率法第4条第1項各号に掲げる加算要素にも該当しない。したがって、当該保管料は課税価格に含まれない。

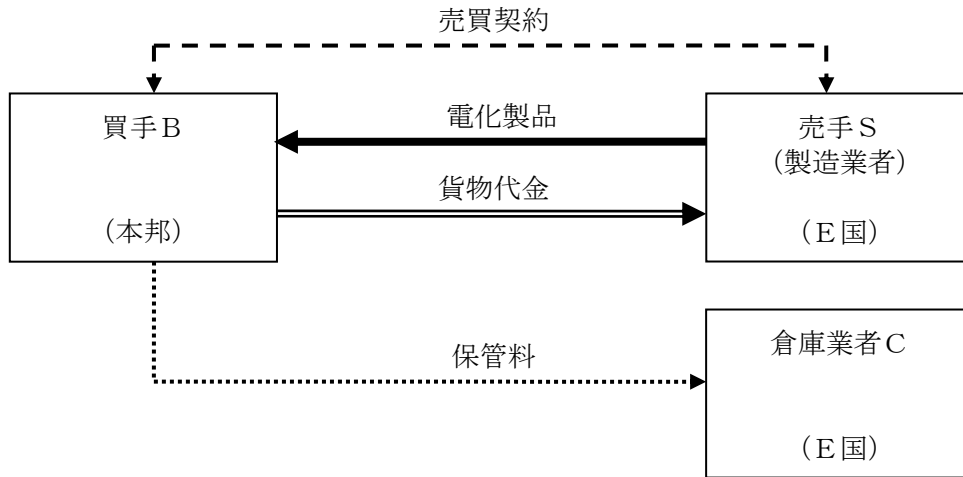
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例11) 輸入貨物（電化製品）の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料
(1)：輸出港において一時的に保管される場合



【事実関係】

1. 本邦の家電販売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから電化製品を工場渡し価格で購入（輸入）する。
2. 上記輸入貨物を積載する予定の船舶の輸出港への到着が遅延したため、買手Bは、売手Sから引渡しを受けた当該輸入貨物を、当該船舶が到着するまでの間、E国の輸出港の倉庫に保管し、保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）をE国の倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

1. 上記保管料は、上記輸入貨物が取引条件に従って売手Sから買手Bに引き渡された後に、買手Bにより行われた保管に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。
2. しかしながら、上記当該保管料は、上記輸入貨物の運送に付随して行われる一時的な保管に係る費用であることから、当該輸入貨物の運送に関連する費用と認められ、輸出港における保管に要した費用であることから、関税定率法第4条第1項第1号に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する。
3. したがって、上記保管料は、買手Bが売手Sに支払う上記輸入貨物に係る現実支払価格に加算され、課税価格に含まれる。

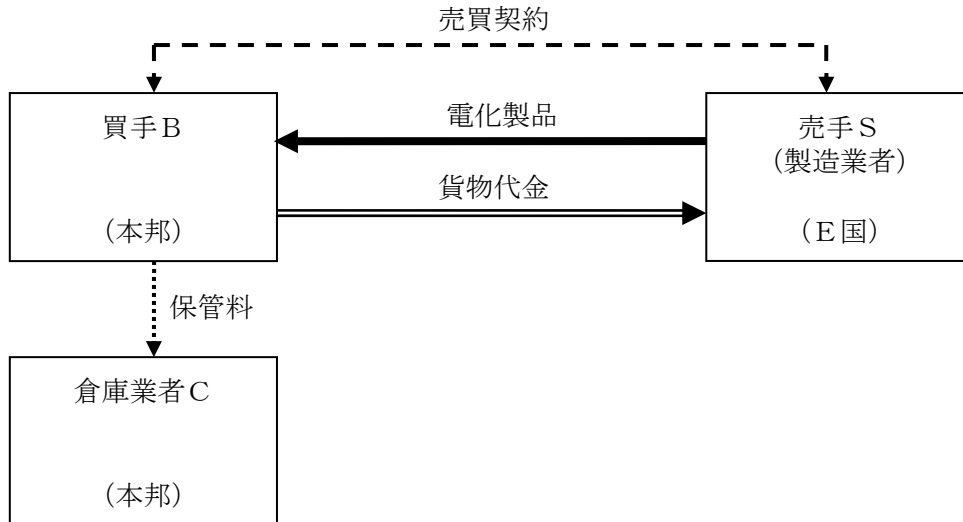
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-8

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例12) 輸入貨物（電化製品）の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料
(2)：輸入港において一時的に保管される場合



【事実関係】

1. 本邦の家電販売業者B（買手B）は、特殊関係のないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから電化製品を購入（輸入）する。
2. 上記輸入貨物が輸入港において船卸しされた後、輸入許可を得て引き取るまでの間、買手Bは、当該貨物を保税蔵置場に蔵置し、当該蔵置に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）を倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

1. 上記保管料は、上記輸入貨物が取引条件に従って売手Sから買手Bに引き渡された後に、買手Bにより行われた保管に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。
2. また、上記当該保管料は、上記輸入貨物の運送に付随して行われる一時的な保管に係る費用であることから、当該輸入貨物の運送に関連する費用と認められるが、輸入港における保管に要した費用であることから、関税定率法第4条第1項第1号に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用にも該当しない。
3. したがって、上記保管料は、買手Bが売手Sに支払う上記輸入貨物に係る現実支払価格に加算されず、課税価格に含まれない。

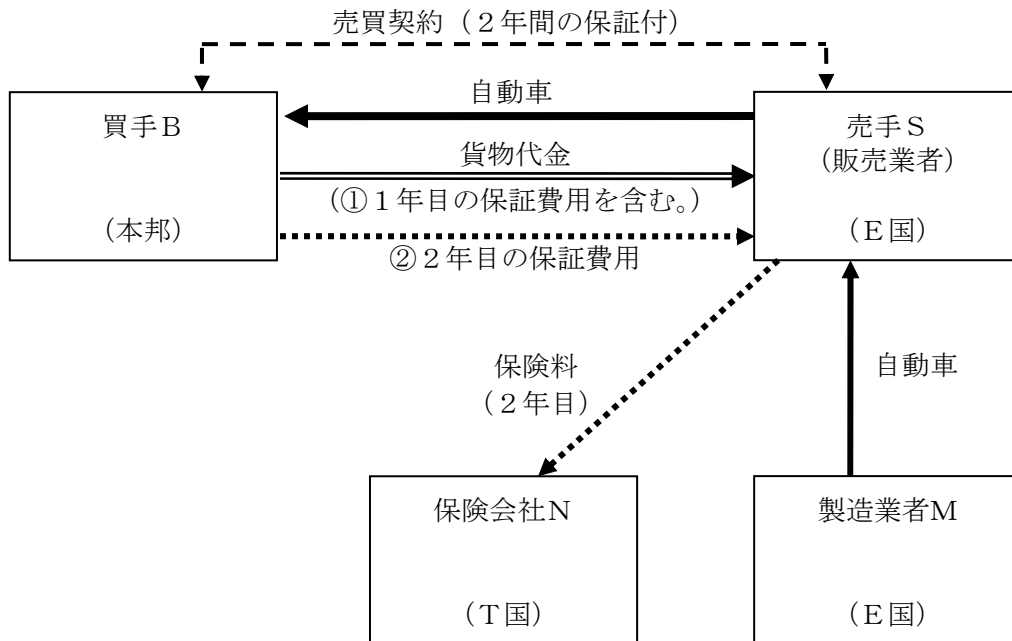
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4第2号、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-8

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例13) 輸入貨物に係る保証費用



【事実関係】

1. 本邦の自動車販売業者B（買手B）は、特殊関係のないE国の自動車販売業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから自動車を購入（輸入）する。当該自動車は、E国の製造業者Mが製造したものである。
2. 買手Bと売手Sとの上記契約において、上記輸入貨物に係る保証について以下のとおり取り決められている。
 - (1) 買手Bが購入する当該輸入貨物に対して2年間の保証（スペアパーツと修理）が付される。
 - (2) 最初の1年間の保証費用は買手Bが売手Sに支払う当該輸入貨物の仕入書価格に含まれている。
 - (3) 2年目の保証費用については、当該輸入貨物の船積後に売手Sから買手Bに対し請求書を送付され、当該輸入貨物の仕入書価格とは別に買手Bが売手Sに支払う。当該保証費用の額は、2年目の保証期間中における請求及び補償の有無と関係がなく、確定している。
3. 売手Sは、T国の保険会社Nと買手Bに対する2年目の保証に係る保険契約を締結する。当該契約によると、保険会社Nは上記輸入貨物の2年目の保証に関するすべての請求につき、直接買手Bに対し全面的な補償を行う。保険会社Nは売手Sから保険料を受取る。
4. 請求及び補償については、最初の1年目は製造業者Mと買手Bとの間で直接行われ、2年目は保険会社Nと買手Bとの間で行われる。

5. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、

- ① 仕入書価格に含まれた1年目の保証費用
- ② 仕入書価格とは別に売手Sに支払われる2年目の保証費用

は、それぞれどのように取り扱われるか。

【答】

買手Bが売手Sに支払う上記①及び②の保証費用は、いずれも上記輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、買手Bが売手Sに当該輸入貨物の輸入取引をするために支払うものであることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

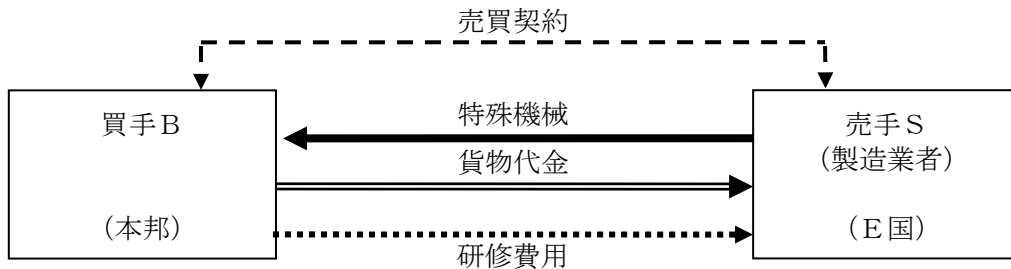
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-2の2、同基本通達4-2の4

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例14) 買手が売手に支払う輸入貨物（特殊機械）の操作方法に係る研修費用



【事実関係】

1. 本邦の精密機器製造業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから特殊機械を1,000万円で購入（輸入）する。
2. 上記輸入貨物は、非常に特殊なものであり最新技術が組み込まれているため、複雑な操作を必要とすることから、売手Sは当該輸入貨物の操作方法を買手Bに教えるための研修を用意した。当該研修は買手Bの輸入に先立ち、輸出国であるE国の売手Sの社内で実施され、研修費用は50万円である。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

(注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、以下の①から③の場合において、買手Bが売手Sに支払う研修費用はそれぞれどのように取り扱われるか。

- ① 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Bが当該研修を受講するか否かは任意とされており、買手Bが当該研修を実際に受講した場合にのみ当該研修費用の支払が行われる場合。なお、納税申告の時までに買手Bが研修に出席していることは明らかとなっている。
- ② 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Bは当該研修費用の支払を義務付けられており、当該研修を実際に受講しなくても当該研修費用を売手Sに支払わなければならない場合。
- ③ 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Bは、当該研修の受講と当該研修費用の支払いとの両方を義務付けられている場合。

【答】

上記①から③に掲げる場合における研修費用は、それぞれ以下のとおり取り扱われることとなる。

- ① 買手Bは、売手Sとの売買契約に基づき、研修費用を支払わなくとも当該輸入貨物を売手Sから購入することが可能であることから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものではない。また、買手Bは、当該研修を実際に受講しており、当該研修費用は、当該輸入貨物につき、買手Bにより売手Sに対して行われる支払とは認められない。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成するものではなく、関税定率法第4条第1項各号に掲げる加算要素にも該当しないことから、課税価格には含まれない。
- ② 買手Bは、売手Sとの売買契約に基づき、実際に研修を受講しなくとも売手Sに研修費用を支払うことが義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Bは売手Sから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。
- ③ 買手Bは、売手Sとの売買契約に基づき、研修の受講と研修費用の支払いとの両方を義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Bは売手Sから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

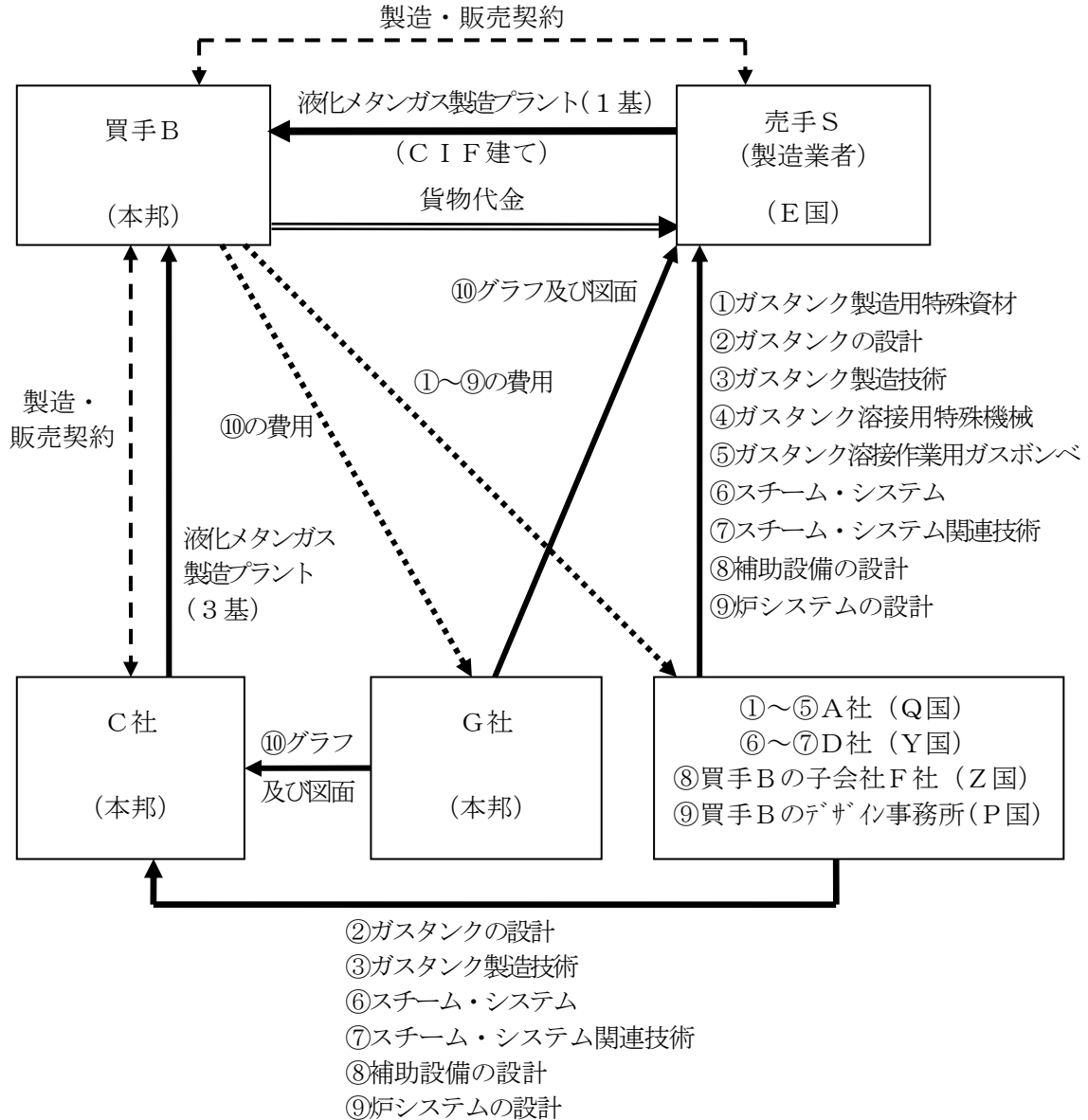
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-2の2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例15) 輸入貨物（液化メタンガス製造プラント）の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用



【事実関係】

1. 本邦のガス供給会社B（買手B）は、特殊関係のないE国のプラント製造業者S（売手S）と締結した液化メタンガス製造プラントの製造・販売契約に基づき、売手Sから当該プラント1基を25億円（C I F 建て）で購入（輸入）する。買手Bは、特殊関係のない本邦のC社とも同様のプラント3基の製造・販売契約を締結している。
2. 液化メタンガスの製造には売手S（及び本邦のC社）が所有していない特殊な技術が必要であることから、買手Bは、売手S（及び本邦のC社）との上記契約において、以下の物品及び役務を売手S（及び本邦のC社）に無償提供することに合意している。
 - (1) 当該プラントのアルミニウム製液化ガスタンクの設計及び製造に必要な物品及び技術

- (2) 当該プラントのスチーム・システム及び炉システム並びに補助設備に必要な技術及び設計
3. 上記の合意に従い、買手Bは、以下の物品及び役務を売手S（及び本邦のC社）に無償で提供した。
- (1) 特殊関係にないQ国のA社から取得した、以下の物品及び役務
- ① 売手Sから購入するプラントに係るアルミニウム製液化ガスタンク製造用特殊資材（売手Sに無償提供。取得価格4億円。）
 - ② 各プラントに係るガスタンクの製造に必要な設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額2億円。）
 - ③ 各プラントに係るガスタンクの製造に関する技術（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1億円。）
 - ④ 売手Sの工場で使用するガスタンク溶接用特殊機械10台（売手Sに無償提供。1台当たりの賃借料100万円。）
 - ⑤ 上記④の機械による溶接作業に使用されるガスボンベ500本（売手Sに無償提供。取得単価1万円。）
- (2) 特殊関係にないY国のD社から取得した、以下の物品及び役務
- ⑥ 各プラントに組み込まれるスチーム・システム（売手S及び本邦のC社に無償提供。取得価格総額12億円。）
 - ⑦ 上記⑥のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1億8,000万円。）
- (3) 自社の在Z国子会社Fに開発させた、以下の役務
- ⑧ 各プラントに係る補助設備の設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。開発費総額6億円。）
- (4) 自社の在P国デザイン事務所が開発させた、以下の役務
- ⑨ 各プラントに係る炉システムの設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。開発費総額1,600万円。）
- (5) 特殊関係にない本邦のG社から取得した、以下の役務
- ⑩ 自社の国内技術部門が実施したプラント製造に係る圧力と温度に関する研究の結果を基に、本邦においてG社が作成した、各プラントを構成する物品の製造に使用されるグラフ及び図面（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1,200万円。）
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。
- (注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格（25億円）に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

1. 買手Bが売手Sに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

① ガスタンク製造用特殊資材<算入：算入額4億円>

当該特殊資材は、輸入貨物に組み込まれている材料であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該特殊資材は、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから当該取得に要した費用が課税価格に含まれる。

② ガスタンク製造に係る設計<算入：算入額5,000万円>

当該設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bと特殊関係にないA社からの購入費総額（2億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

③ ガスタンク製造技術<算入：算入額2,500万円>

当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bと特殊関係にないA社からの購入費総額（1億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

④ ガスタンク溶接用特殊機械10台<算入：算入額1,000万円>

当該特殊機械は、輸入貨物の生産のために使用された機械であることから関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該特殊機械は、買手Bと特殊関係にないA社から賃借されていることから取得に要する費用に相当する賃借料が課税価格に含まれる。

⑤ ガスタンク溶接作業用ガスボンベ500本<算入：算入額500万円>

当該ガスボンベは、輸入貨物の生産工程のひとつである溶接作業において消費された物品であることから関税定率法第4条第1項第3号ハに該当する。当該ガスボンベは、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから取得に要した費用が課税価格に含まれる。

⑥ スチーム・システム<算入：算入額3億円>

当該スチーム・システムのうち売手Sに無償提供したものは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該スチーム・システムは、買手Bと特殊関係にないD社から取得されていることから取得に要した総額のうち輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑦ 上記⑥のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術<算入：算入額4,500万円>

当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから、買手Bと特殊関係にないD社からの購入費総額（1億8,000万円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑧ 補助設備の設計<算入：算入額1億5,000万円>

当該補助設備の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該補助設備の設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bの子会社Fによる開発費総額（6億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑨ 炉システムの設計<算入：算入額400万円>

当該炉システムの設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該炉システムの設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bの在外デザイン事務所による開発費総額（1,600万円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑩ プラント構成物品製造用グラフ及び図面<不算入>

当該グラフ及び図面は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニ（同法施行令第1条の5第3項）に該当せず、買手Bと特殊関係にないG社からの購入費総額（1,200万円）は課税価格に含まれない。

2. 上記輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に上記①から⑨の無償提供物品及び役務に要した費用の額を加算した額（34億8,900万円）となる。なお、買手Bが上記①から⑨の物品及び役務を売手Sに提供するために要した運賃、保険料等を負担した場合には、関税定率法施行令第1条の5第2項及び第4項に規定する「提供するために要した運賃、保険料その他の費用であって買手により負担されるもの」に該当し、課税価格に含まれることとなる。

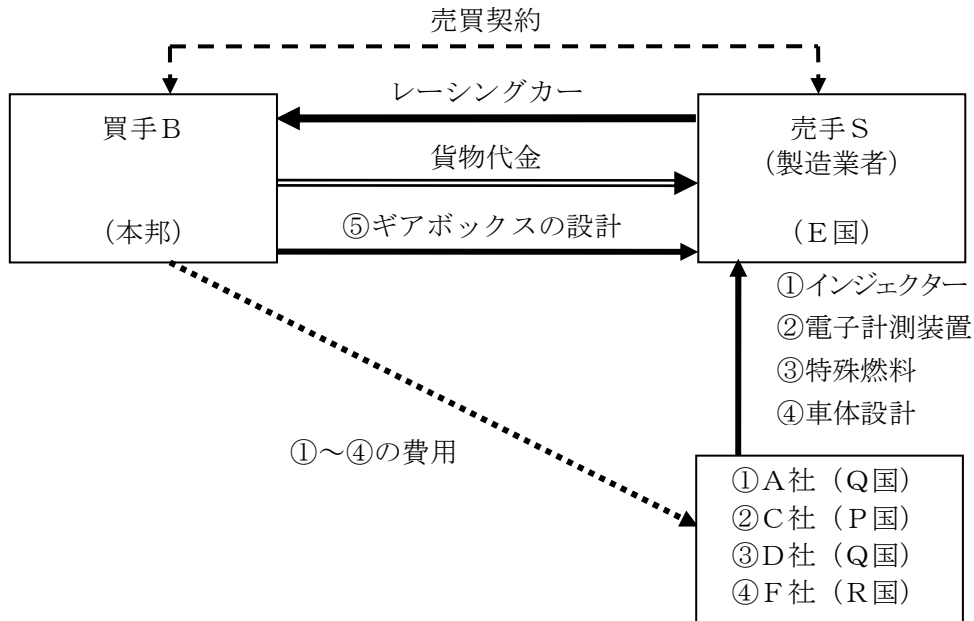
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、関税定率法施行令第1条の5第2項、第3項及び第4項、関税定率法基本通達4-12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例16) 輸入貨物（レーシングカー）の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用



【事実関係】

1. 本邦のレーシング・チームB（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sからレーシングカー3台を購入（輸入）する。当該輸入貨物は、買手Bによる下記①から⑤の指示に従い、買手Bにより無償で又は値引きをして提供された以下の物品及び役務を使用して、売手Sが生産したものである。
 - ① 売手Sは、当該輸入貨物に組み込まれるインジェクターとして、Q国の自動車部品メーカーA社で生産されたものを使用すること。
 なお、当該インジェクターは、買手Bにより特殊関係にないA社から当該輸入貨物1台分当たり100万円で取得され、売手Sに無償で提供された。
 - ② 売手Sは、当該輸入貨物に組み込まれるエンジンのテストを、売手Sの製造工場に設置されるP国のC社製の電子計測装置を用いて行い、当該テストにより不合格となったエンジンは、売手Sの工場において処分すること。
 なお、当該電子計測装置は、買手Bにより特殊関係にないC社から賃借料600万円で賃借され、売手Sに無償で提供された。
 - ③ 売手Sは、当該輸入貨物の性能が指示された仕様に合致しているかを確認するための走行テストを、Q国のD社製の特殊燃料5,000リットルを使用して行うこと。
 なお、当該特殊燃料は、買手Bにより特殊関係にないD社から1リットル当たり1,000円で取得され、売手Sに1リットル当たり400円で販売された。
 - ④ 売手Sは、当該輸入貨物の車体を、R国のF社が作成する設計に従って生産すること。
 なお、当該設計は、買手Bにより特殊関係にないF社から120万円で購入され、売手Sに無償で提供された。
 - ⑤ 売手Sは、当該輸入貨物に組み込まれるギアボックスを、買手Bが提供する設計に基づいて製造すること。

なお、当該設計は、買手Bの国内技術サービス部門により本邦において作成され、売手Sに無償で提供された。

2. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

(注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物3台の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償で又は値引きをして提供した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

買手Bが負担した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

- ① インジェクター3台分<算入：算入額300万円>

当該インジェクターは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該インジェクターは、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから当該取得に要した費用が課税価格に含まれる。

- ② 電子計測装置<算入：算入額600万円>

当該電子計測装置は、輸入貨物の生産に使用された機械であることから、関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該電子計測装置は、買手Bと特殊関係にないC社から賃借されていることから賃借料（取得価格に相当）が課税価格に含まれる。

- ③ 特殊燃料5,000リットル<算入：算入額300万円>

当該特殊燃料は、輸入貨物の生産の過程で消費された物品であることから関税定率法第4条第1項第3号ハに該当する。当該特殊燃料は、買手Bと特殊関係にないD社から取得され売手Sに値引きをして提供されていることからD社からの取得に要した費用（500万円）と売手Sへの販売価格（200万円）との差額（値引き相当分）が課税価格に含まれる。

- ④ 車体の設計<算入：算入額120万円>

当該車体の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該車体の設計は、買手Bと特殊関係にないF社から購入されていることから購入費が課税価格に含まれる。

- ⑤ ギアボックスの設計<不算入>

当該ギアボックスの設計は、輸入貨物の生産に必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニ（同法施行令第1条の5第3項）には該当せず、その費用は課税価格に含まれない。

なお、買手Bが上記①から④の物品及び役務を売手Sに提供するために要した運賃、保険

料等を負担した場合には、関税定率法施行令第1条の5第2項及び第4項に規定する「提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるもの」に該当し、課税価格に含まれることとなる。

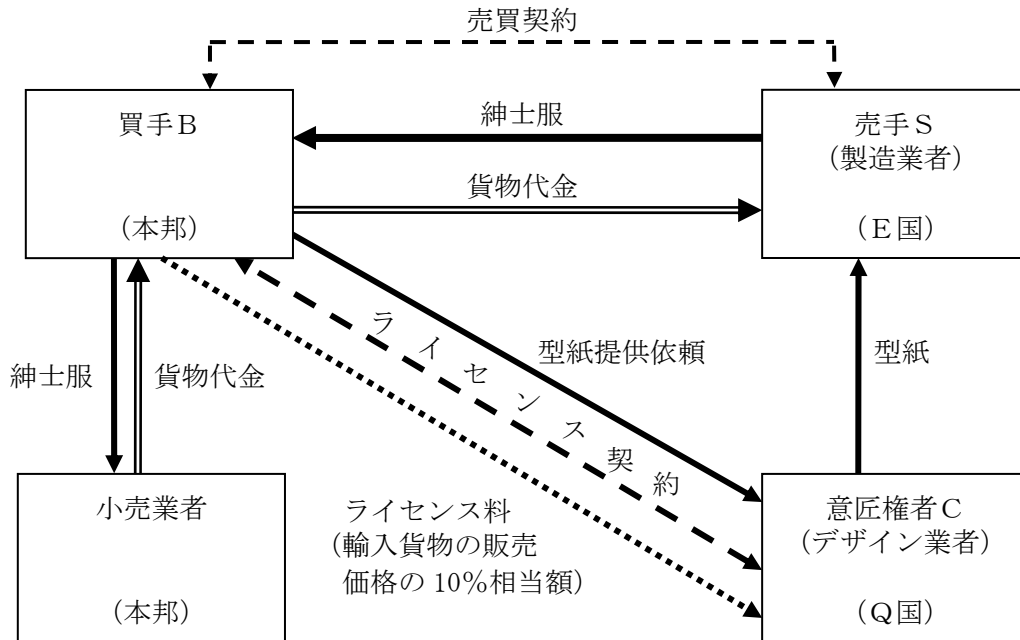
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、関税定率法施行令第1条の5第2項、第3項及び第4項、関税定率法基本通達4-12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例17) 輸入貨物（紳士服）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（型紙）に要する費用：当該無償提供物品の対価として買手が支払うライセンス料



【事実関係】

1. 本邦の衣類卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから紳士服を購入（輸入）する。買手Bは当該貨物を輸入後、本邦の小売業者に販売する。
2. 上記輸入貨物は、買手Bが特殊関係にないQ国の高級紳士服デザイナーC（意匠権者C）と締結したライセンス契約に基づき、買手Bが意匠権者Cを通じて売手Sに無償提供した様々なサイズの紳士服を製造するのに必要な複数の型紙を使用して生産されたものであり、当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。
 - (1) 買手Bは、意匠権者Cが開発した意匠が実施されている紳士服製造用の型紙を使用する権利の許諾を受けること
 - (2) 意匠権者Cは、買手Bが指定した者に当該型紙を提供すること
 - (3) 買手Bは、当該型紙を使用して生産された紳士服を本邦において独占的に販売する権利の許諾を受けること
 - (4) 買手Bは、本契約の対価として、当該型紙を使用して生産された紳士服の本邦における販売価格の10%に相当するライセンス料を意匠権者Cに支払うこと

(注) 上記ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した型紙の費用はどのように取り扱われるか。

【答】

1. 上記型紙は、輸入貨物の生産に使用されたものであり鋳型、金型等と同様の機能を果たしていることから関税定率法第4条第1項第3号ロに該当し、当該型紙に要する費用の額は課税価格に含まれる。
2. 上記型紙は、上記ライセンス契約に基づき、買手Bが特殊関係にない意匠権者Cを通じて売手Sに提供したものであり、当該契約の対価として買手Bは輸入貨物の本邦における販売価格の10%に相当するライセンス料を意匠権者Cに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該型紙に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該型紙の取得価格に相当）である。
3. なお、上記ライセンス料は、関税定率法第4条第1項第3号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第4号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

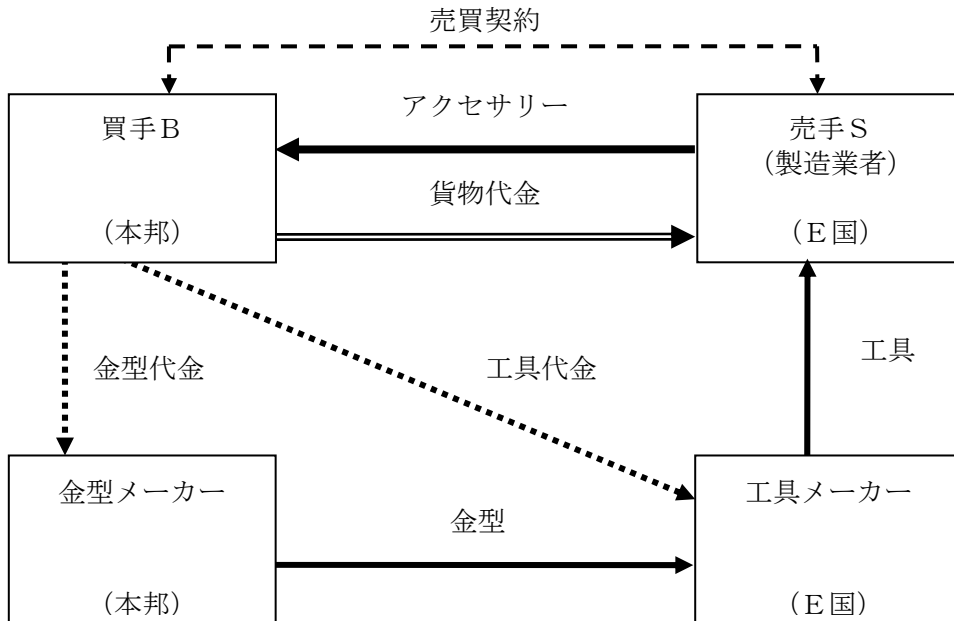
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、同法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例18) 輸入貨物（アクセサリー）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（工具）に要する費用



【事実関係】

1. 本邦の卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sからアクセサリーを購入（輸入）する。
2. 買手Bは、特殊関係にないE国の工具メーカーから輸入貨物の生産に使用される工具を購入し、売手Sに無償で提供した。
3. 当該工具の購入にあたり、買手Bは、特殊関係にない本邦の金型メーカーから当該工具の生産に必要な金型を購入し、工具メーカーに無償で提供した。
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した工具の費用及び買手Bが工具メーカーに無償提供した金型の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

1. 買手Bが売手Sに無償提供した工具は、輸入貨物の生産に使用された工具であることから、関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該工具は買手Bと特殊関係にない工具メーカーから取得されていることから、取得価格が課税価格に含まれる。
2. 買手Bが工具メーカーに無償提供した金型は、輸入貨物の生産に使用される工具を生産するためのものである。当該工具の取得価格には当該工具の取得に関連して買手により負

担される全ての費用が含まれることから、当該金型の費用は、上記工具の取得価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

なお、買手Bが上記工具及び上記金型を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に含まれることとなる。

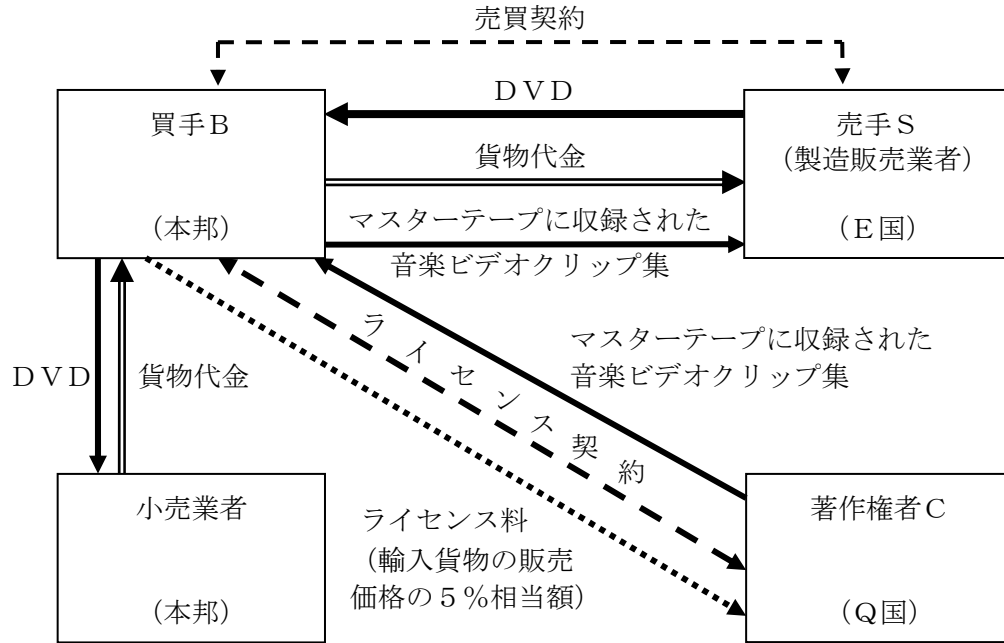
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、関税定率法基本通達4-12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例19) 輸入貨物 (DVD) の生産に使用するために買手により無償提供された役務 (マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集) に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料



【事実関係】

1. 本邦の卸売業者B (買手B) は、特殊関係にないE国のDVD製造販売業者S (売手S) と締結した売買契約に基づき、売手Sから音楽ビデオクリップ集を収録したDVDを購入 (輸入) する。買手Bは当該DVDを輸入後、本邦の小売業者に販売する。
2. 上記輸入貨物は、売手Sが買手Bにより無償提供されたマスターテープを使用して作成したDVDスタンプ (金型) を基に生産したものである。当該輸入貨物の収録内容は当該マスターテープの収録内容と同一であることから、当該輸入貨物は当該マスターテープの複製物であり、当該マスターテープなしには生産し得ないものである。
3. 上記マスターテープは、買手Bが特殊関係にないQ国の著作権者Cと締結したライセンス契約に基づき、著作権者CがQ国において作成し買手Bに提供したものであり、著作権者CがQ国において編集した音楽ビデオクリップ集が収録されている。当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。
 - (1) 買手Bは、著作権者Cが編集した音楽ビデオクリップ集及び当該音楽ビデオクリップ集を収録したマスターテープの利用の許諾を受けること
 - (2) 買手Bは、本契約の対価として、当該マスターテープを使用して生産されたDVDの本邦における販売価格の5%に相当するライセンス料を著作権者Cに支払うこと
 (注) 上記ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税率法第4条第1項の規定により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した上記役務（マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集）の費用はどのように取り扱われるか。

【答】

1. マスターテープに収録された著作権者Cが編集した当該音楽ビデオクリップ集は、DVDスタンパー（金型）を経て当該輸入貨物に複製されていることから当該輸入貨物の生産に関する役務であり、当該編集物は当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠・考案に相当する。また、当該役務は本邦以外において行われたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当し、その費用の額は課税価格に含まれる。
2. 上記音楽ビデオクリップ集は、上記ライセンス契約に基づき、買手Bが特殊関係にない著作権者Cから利用の許諾を受け、マスターテープに収録された形で入手したものであり、当該契約の対価として買手Bは輸入貨物の本邦における販売価格の5%に相当するライセンス料を著作権者Cに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該音楽ビデオクリップ集に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該音楽ビデオクリップの購入費又は賃借料に相当）である。
3. なお、上記ライセンス料は、関税定率法第4条第1項第3号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第4号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

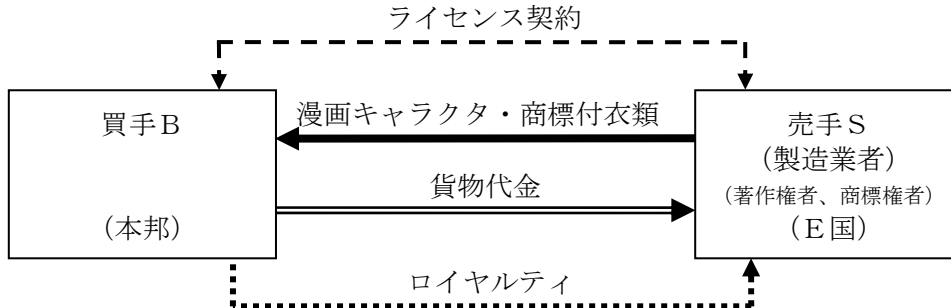
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、同法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第3項及び第4項、関税定率法基本通達4-12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例20) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. E国の製造業者S（売手S）は、ある漫画キャラクタの著作権者及び漫画キャラクタに関連する商標の商標権者でもある。本邦の卸売業者B（買手B）は、特殊関係にない売手Sとの間で締結したライセンス契約（売買に関する条項を含む。）に基づき、売手Sから、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を購入（輸入）する。
2. 買手Bは、貨物代金の支払に加えて、当該衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして売手Sに対して支払うことにもなっている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価であり、当該衣類に関連している。
2. また、売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき、上記衣類の貨物代金を支払うことに加え、当該衣類を本邦において販売する権利の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして支払っており、当該ロイヤルティは、買手Bが当該衣類を購入するために支払うことを要するものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記衣類の課税価格に含まれるものである。

【関係法令通達】

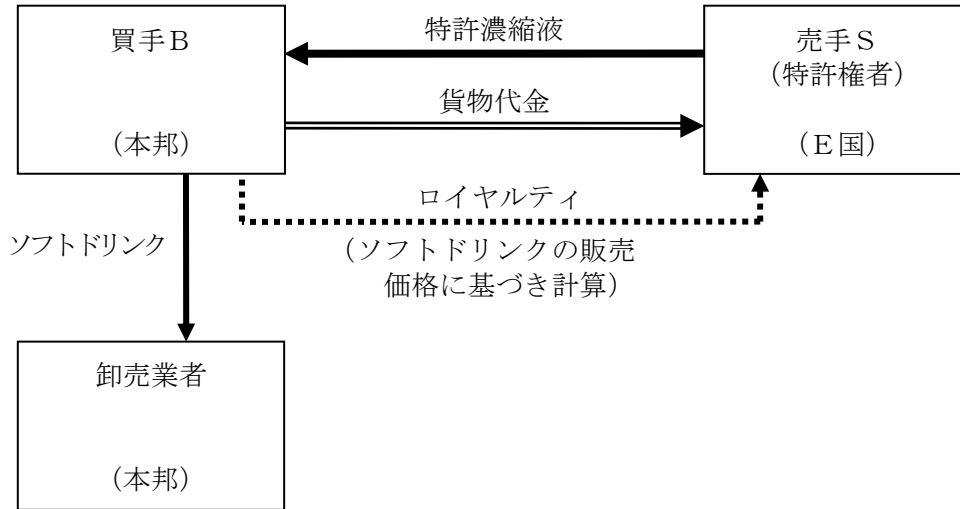
関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第5項、関税定率法基本通

達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例21) 買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の飲料製造販売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の特許権者S（売手S）から特許濃縮液を購入（輸入）し、本邦において、水で希釈し、ソフトドリンクとして、ペットボトルに詰めた後販売している。
2. 買手Bは、当該濃縮液の代金を支払うことに加え、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価として、当該ソフトドリンクの販売価格に基づき計算されたロイヤルティを、輸入貨物の輸入取引をするために売手Sに支払うこととなっている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価であり、特許の対象が当該濃縮液であることから、当該濃縮液に関連するものである。
2. さらに、上記ロイヤルティは、買手Bから売手Sに対し、取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記濃縮液の課税価格に含まれるものである。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。